



総務省

令和6年度

地域力創造グループの新規・拡充施策等

令和6年5月 総務省

目次

- 1 地域おこし協力隊の取組強化 ……p.2
- 2 地域活性化起業人の拡充 ……p.8
- 3 ローカルスタートアップ支援制度の拡充・ふるさと融資制度の改正 ……p.12
- 4 地域DXの推進体制の構築等の取組 ……p.17
- 5 特定地域づくり事業協同組合 ……p.24
- 6 その他の主な施策
(定住自立圏構想の推進/分散型エネルギーインフラプロジェクト/
地域脱炭素の一層の推進/GXアドバイザーの派遣/
集落支援員 地方財政措置の拡充) ……p.29

1

地域おこし協力隊の取組強化

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組(200万円／団体を上限)や、外国人の隊員に必要なサポートに要する経費(100万円／団体を上限)について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

- ※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの(いずれも特別交付税算定ベース)。
- ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

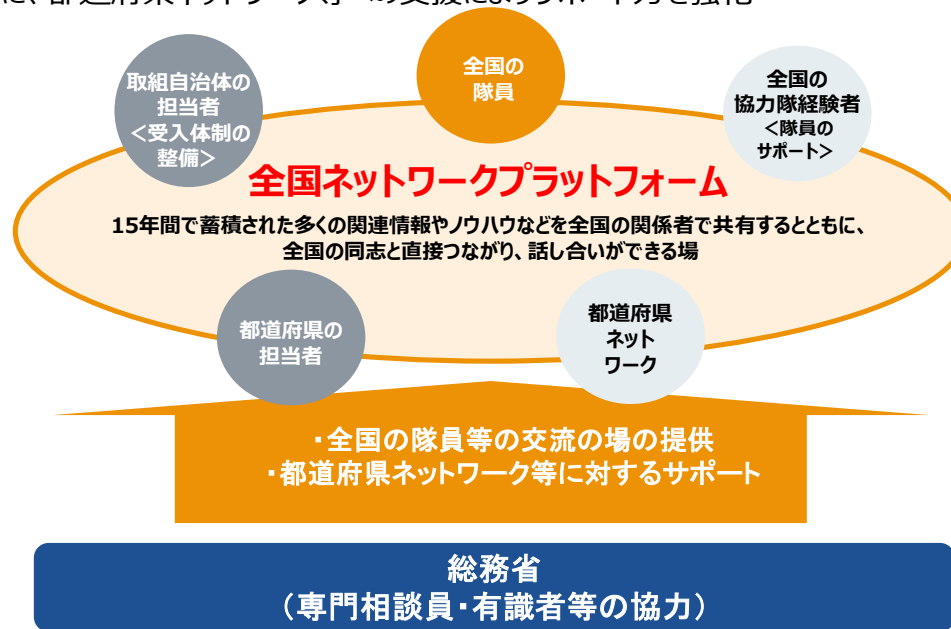
任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R5.3末調査時点

地域おこし協力隊 隊員数の増加に向けた取組

- 現役隊員数を令和8年度までに1万人とする目標の達成に向けて、地域おこし協力隊の取組を更に強化するため、以下のとおり取り組んでいく予定

○地域おこし協力隊全国ネットワーク事業

地域おこし協力隊全国ネットワーク事業を本格化し、全国各地で活動する隊員や協力隊経験者、取組自治体等の会員専用の交流や情報共有のためのプラットフォームを構築するとともに、都道府県ネットワーク等への支援によりサポート力を強化



○戦略的広報

応募者の裾野を広げるための**戦略的広報**を実施

○サポート力の強化

- ・募集や受入れなどのノウハウを伝授する**地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業**について、派遣自治体数や1回当たりの派遣時間を拡充
- ・協力隊受入れ自治体を対象とした**ブロック別研修会**を開催
- ・**「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き」**を改定 等

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R6当初予算額：248百万円

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の実施

新規 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 令和5年度から実施している「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」を拡充し、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

拡充 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

地域おこし協力隊 経験者等によるサポートの支援

全国ネットワーク

都道府県ネットワーク
35団体（青色の地域）
※ R6.4.1現在

市町村単位でのサポート

1. 地域おこし協力隊全国ネットワークの設立

- R6年2月4日に「地域おこし協力隊全国ネットワーク」を立ち上げ
- 情報の収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援に取り組む

2. 都道府県ネットワークづくりの推進

- 隊員数の増加に伴い、全国一元的な研修・相談対応等のサポートのみでは限界もあるため、都道府県単位のネットワークの形成を推進し、重層的なサポート体制を構築
- 研修や専門的な相談対応等に要する経費に対して普通交付税措置を講じているほか、ネットワークの立ち上げに係る経費（1団体当たり100万円上限）をR元～国費事業で支援
- ネットワークを設立済みの都道府県は35団体

3. 市町村単位のサポート体制の強化

- 協力隊経験者等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費に対してR5～新たに特別交付税措置
- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止するとともに、隊員数の増加に伴う市町村職員の負担軽減を図る

課題

隊員・自治体への
サポート体制の強化

隊員間・自治体間の
ノウハウの共有

<地域おこし協力隊全国ネットワーク>

- **都道府県ネットワークに対するサポート**
 - ・ 都道府県ネットワークに対する情報提供、研修
 - ・ 都道府県ネットワークの運営に対するサポート
 - ・ 都道府県ネットワークに対する相談対応 等
- **全国の隊員（協力隊経験者含む）、都道府県、市町村、都道府県ネットワークの連携促進**
 - ・ 都道府県ネットワークの活動等の共有
 - ・ 研修資料・動画等のアーカイブの作成
 - ・ 全国の隊員（協力隊経験者含む）の活動事例の共有 等

※各自自治体における会費負担等を求めるものではありません。

<都道府県ネットワーク>

- **都道府県内の現役隊員・市町村に対するサポート**
 - ・ 隊員・市町村に対する情報提供、研修
 - ・ 市町村の募集・受入支援
 - ・ 隊員・市町村に対する相談対応 等
- **都道府県内の隊員（協力隊経験者含む）、活動事例、受入市町村に関する情報収集**
- **都道府県内の隊員（協力隊経験者含む）及び受入市町村の連携促進**

2

地域活性化起業人の拡充

地域活性化起業人（H26～）

※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。
- 総合経済対策（R5補正）において、三大都市圏の企業への集中的な周知広報及びマッチング支援を実施。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容 (例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

- 観光振興
- デジタル人材
- 地場産品の開発・販路拡大
- 地域経済活性化
- 移住促進・交流人口の拡大
- 等

特別交付税 措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円／人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体
（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

期 間

6か月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材 を活用した地域の課題解決へのニーズ

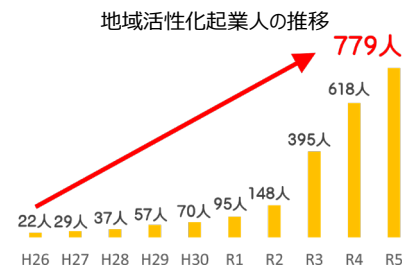
- 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど

- 民間企業の新しい形の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)



副業型地域活性化起業人の創設

- 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、**地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）**に対する特別交付税措置を創設。

自治体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

（対象：1,432市町村）

協定締結



＜新規＞ 副業型 協定締結



社員個人

民間企業

（大都市圏に所在する企業等）

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と企業が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上
- 特別交付税
 - ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ②受入れの期間中に要する経費（上限560万円/人）
 - ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
 - ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ②受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

- 官民連携により、デジタル人材・インバウンド人材・GX人材など、企業の即戦力人材の地方への流れを創出するため、**三大都市圏の企業に対し広く活用を促す**とともに、**自治体と民間企業間のマッチング支援を行う**ことにより、地域活性化起業人の活用をさらに推進。

1. 制度概要

- 地域活性化起業人制度は、三大都市圏に所在する企業等の社員を市町村が一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域活性化を図る取組。**令和5年度の地域活性化起業人は779人と、過去最高を記録。**

2. 現状と課題

- 地方公共団体の現場では複雑多様化する喫緊の諸課題を抱えつつ、特に、デジタル人材・インバウンド人材・GX人材等、即戦力の人材が早急に必要とされている。
- 企業にとっては、社会貢献ニーズの一層の高まりから、当該制度を活用した新しいかたちでの社会貢献への期待や、社員の人材育成、シニア人材の新たなライフステージの提供に対する当該制度へのニーズが高まっている。

3. 対策

- 三大都市圏の企業に対し広く活用を促すとともに、その後のマッチング支援を行う。
 - ① 三大都市圏に所在する企業への制度周知・調査のための「**企業基本ニーズ調査**」
 - ② ①の調査を踏まえた関心のある協力企業への「**更なる企業ニーズ調査**」
 - ③ ②の調査を踏まえた自治体と企業のマッチングセミナーの開催等、**戦略的なマッチング機会の提供**

3

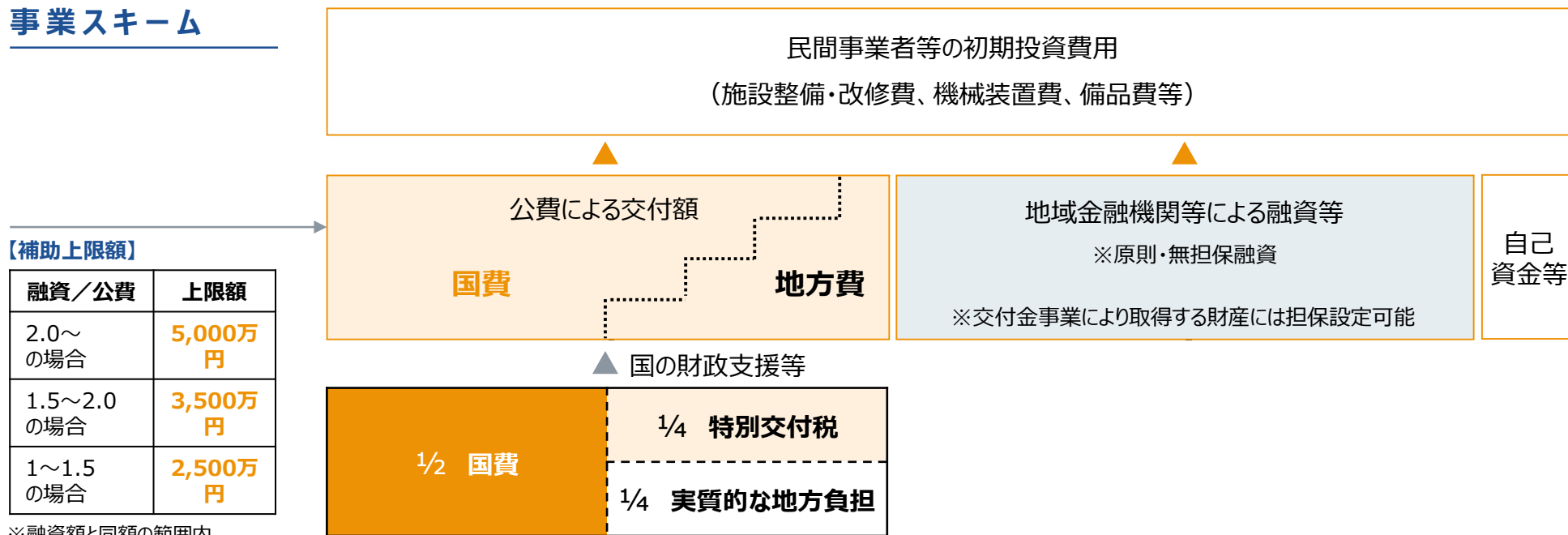
ローカル 10,000 プロジェクトの拡充・
ふるさと融資制度の改正

産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業・新規事業を支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決） ③地域金融機関等による融資
④新規性（新規事業） ⑤モデル性 の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム



【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
 - 財政力0.25以上 2/3
 - 財政力0.25未満 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・デジタル技術活用 9/10



- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

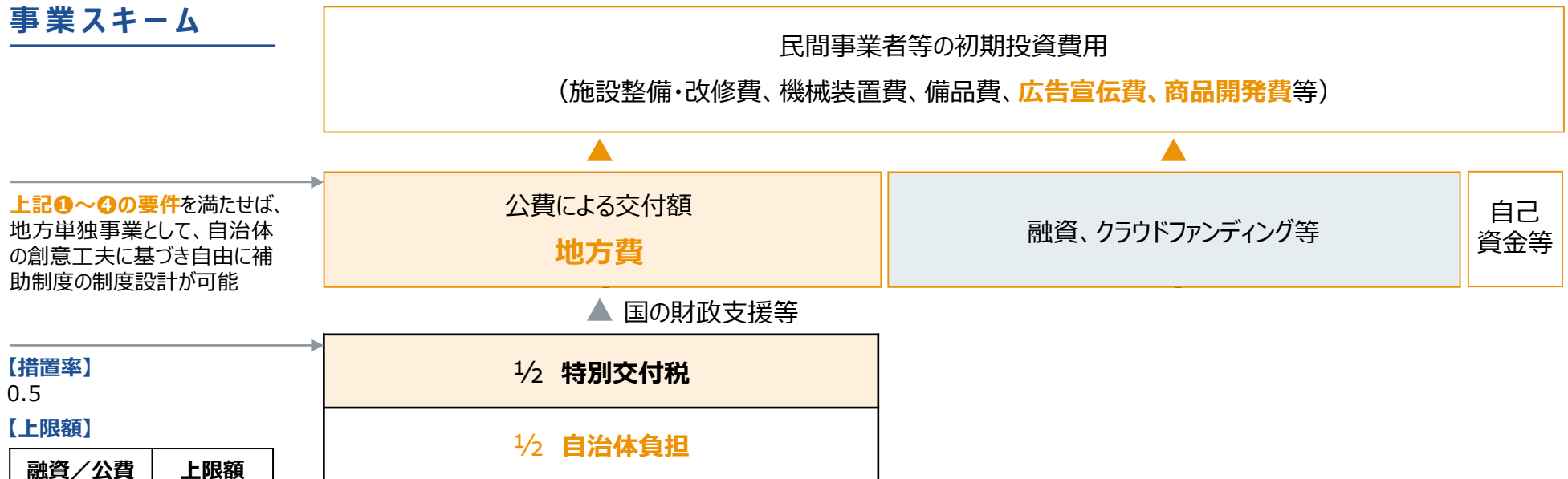
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決） ③融資、クラウドファンディング等 ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

事業スキーム



POINT

- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、**ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）**が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

※融資額と同額未満の場合についても対象

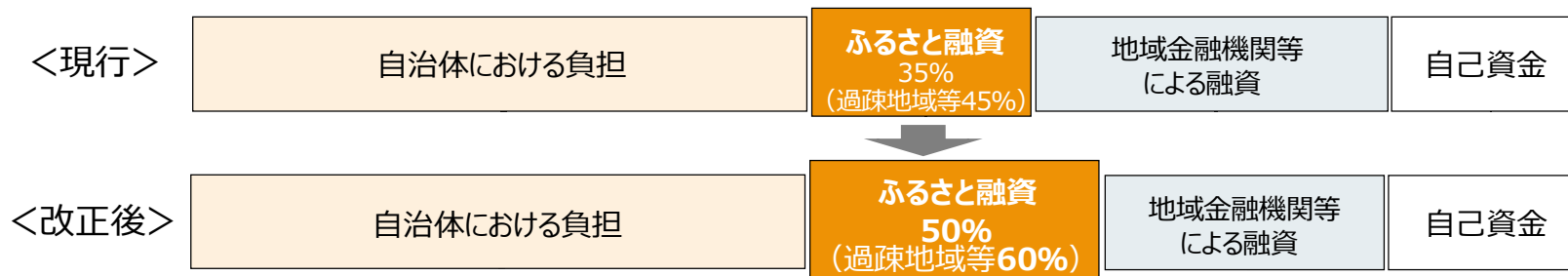
ふるさと融資制度の改正について①

地域振興に資する民間投資を一層促進するため、「ふるさと融資」について、

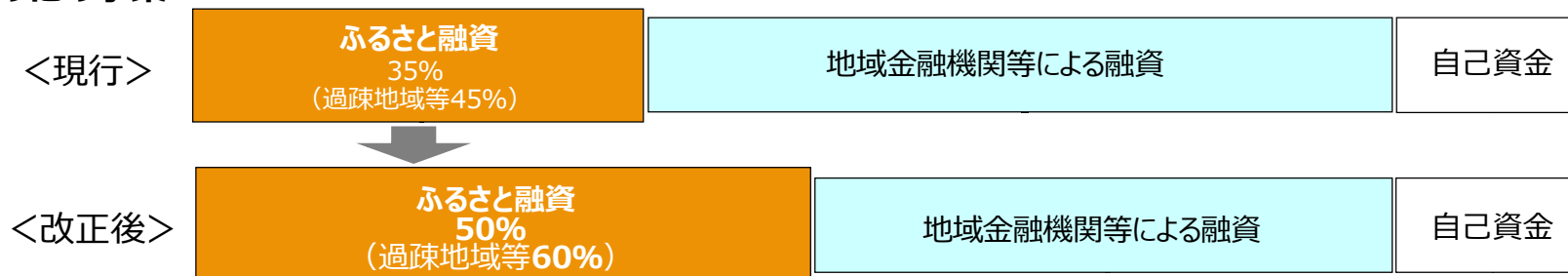
- 1 融資比率を35%から50%へ(過疎地域等は45%から60%へ) 引上げ
- 2 融資比率の引上げに伴う融資限度額の引上げ

1 融資比率の引上げ

① ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）及びローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）に該当する事業



② その他の事業



(参考) ふるさと融資の概要

地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度



(※) 利子負担、民間金融機関による連帯保証料への助成額の75%について、特別交付税措置

ふるさと融資制度の改正について②

2 融資限度額の引上げ（要件一覧）

<現行>

		通常地域		過疎地域（みなし過疎地域含む） 離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域 ^(※1)	市町村が認定する 「地域脱炭素化 促進事業」 ・ (株)脱炭素化支援 機構が出資等を行 う民間事業	
		一般地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域	一般地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域			
都道府県・ 指定都市	融資比率	35%		45%		45% ^(※2)	45%	
	融資 限度額	通常の 施設	42	52.5	54	67.5	67.5 ^(※2)	67.5
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2 ^(※2)	101.2
	雇 用	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上						1人以上
その他市 町村	融資比率	35%		45%		45%	45%	
	融資 限度額	通常の 施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3	25.3
	雇 用	1人以上						

（単位：億円）

（※1）：岩手県、宮城県、福島県に限定

（※2）：但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については、都道府県は対象外

<改正後>

		通常地域		過疎地域（みなし過疎地域含む） ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯		定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域 ^(※2)	市町村が認定する 「地域脱炭素化 促進事業」 ・ (株)脱炭素化支援 機構が出資等を行 う民間事業
		一般地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域	一般地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域		
都道府県・ 指定都市	融資比率	50%		60%		60% ^(※3)	60%
	融資限度額	80 ^(※1)		96 ^(※1)		120 ^(※3)	120
	雇 用	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上					
その他市 町村	融資比率	50%		60%		60%	60%
	融資限度額	20 ^(※1)		24 ^(※1)		30	30
	雇 用	1人以上					

（単位：億円）

（※1）：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

（※2）：岩手県、宮城県、福島県に限定

（※3）：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については、都道府県は対象外

4

地域DXの推進体制の構築等の取組

自治体DX推進計画等の概要

- 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.4.24改定）

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
 - ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現
- ② 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ③ 公金収納におけるeLTAXの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）

■自治体DX全体手順書（2024.4.24改定）

- ・ DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定
ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組みの実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 （2023.9.29改定）

- ・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書 （2024.4.24改定）

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す

■自治体DX推進参考事例集（2024.4.24改定）

- ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

人材育成・確保基本方針策定指針の概要（デジタル人材関係部分）

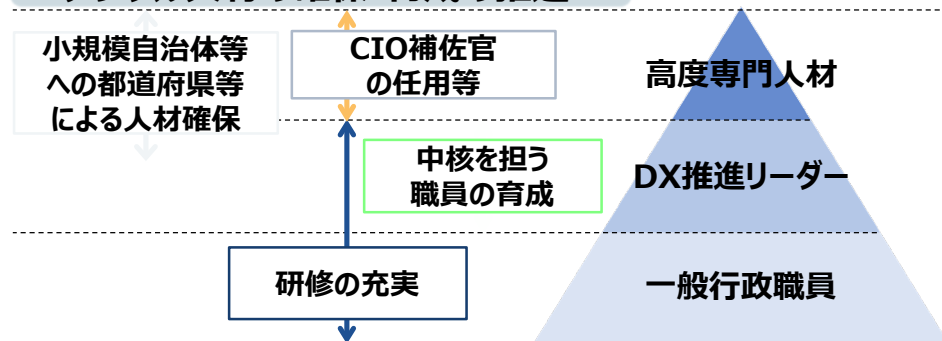
1. 新たな指針について

- 平成9年、地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」を策定（令和4年4月1日時点で、ほぼすべての地方公共団体（95.7%）が方針を策定）
- 令和5年12月、少子高齢化、デジタル社会の進展等により行政課題が複雑・多様化する中、これまでの指針を大幅に改正し、戦略的な人材育成・確保に取り組む上での新たな「指針」（人材育成・確保基本方針策定指針）を策定
- 特にデジタル人材に関しては、その育成・確保が急務であることを踏まえ、新たに「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を盛り込む

2. 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方

- 求められる職員像・職務分野等に応じ必要なスキルを明確化
- 特に必要となる人材について、可能な限り定量的な目標を設定、定期的に検証、取組を改善
- 首長等が積極的に関与、人事担当部局と関係部局が連携
- 単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携の強化

～デジタル人材の確保・育成の推進～



3. デジタル人材の育成・確保に関する留意点

- 「高度専門人材」「DX推進リーダー」「一般行政職員」の人材像ごとに想定される役割を整理
- 職員のデジタル分野の知識・スキルの水準等を把握の上で、人材像ごとに育成・確保すべき数値目標を検討・設定
- 人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層によるコミットメント等によりデジタル人材の育成・確保に係る推進体制を構築
- 人材確保等が困難な市区町村に対する都道府県による支援
- デジタル分野の専門性と行政官としての専門性を合わせて向上させながらキャリアアップを図ることができるキャリアパスの提示

都道府県と市区町村が連携したDX推進体制の現状等について

要請

- 地域におけるDXの取組を全国津々浦々に広げていくため、**都道府県と市町村等が連携したDX推進体制を構築**することが必要。
- そのため、1月19日に**都道府県知事・市町村長宛に大臣書簡及び通知を発出し、各都道府県において、推進体制を構築・拡充するよう要請**。
- 都道府県と市町村との連携は一定程度進んでいるが、一部では効果的な推進体制になっていない可能性。

✓（対市区町村）都道府県と連携していますか？

- ・管内自治体の**60%以上が「連携している」**と回答した地域 : **22都府県**
- ・管内自治体の**60%以上が「連携していない」**と回答した地域 : **6道県**

調査

- 令和6年1月19日の大臣書簡発出も踏まえ、**全47都道府県に市区町村支援の現状等に係る調査**を実施
- 調査はアンケートに加え、**市区町村支援の責任者の同席のもとオンラインヒアリング**も実施
【主な調査項目】市区町村への支援体制の整備、デジタル人材の育成・確保に係る支援（研修、アドバイザー派遣等）
市区町村支援に係る課題など



大臣書簡発出を受け、取組に着手・加速した都道府県もあるが、都道府県の意識・取組に濃淡



好事例

- **全県市町村長会議で知事も交えDXを議論、外部人材によるDX進捗把握等**を実施
【和歌山県】
- **R3年度当初から外部人材も活用し市町支援を展開、市町職員向け「DXブートキャンプ」**企画
【福井県】
- **地元企業等のデジタル人材を活用し、市町村を伴走支援。デジタル人材が全市町村訪問（県職員が同行の場合あり）し、課題の把握等**を実施。【熊本県】



複数の都道府県が抱える悩み

- **先進自治体が登場する一方、第二集団ができておらず、市町村間のばらつきが大きいほか、首長を含む庁内での温度差**がある
- 市町村の多くは**担当者が標準化対応で手一杯（他の取組を行う余力が無い）**
- **相談体制を整備したが活用されていない**
- **財源や人員に限りがある中で、県庁のDXも推進する必要があり、市町村支援に手が回らない**

概要

都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制の構築・拡充による人材強化

- 全自治体が自治体DX推進計画の実現に向けて取組を進める中、特に小規模市町村においては、DXを進める人材の確保に苦慮。
 - 市町村のDX人材のニーズとしては、行政事務やマネジメントについて知見のあることが求められており、また、高度専門人材だけでなく、各部局の職員と連携し、自治体業務を継続的かつ直接的に実施できる人材など、多様な人材が求められている。
- ⇒ 都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制の構築・拡充を加速し、令和7年度中にすべての都道府県で推進体制を構築し、その中で市町村の求めるDX支援のための人材プール機能を確保できるよう、総務省としての支援強化を図る。

※定住自立圏制度や連携中枢都市圏制度等も必要に応じ活用

都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制



- 全首長等を巻き込んだ機運醸成
- 全市町村の進捗状況を確認し、課題やニーズを把握
- デジタル人材が円滑に活動できるよう、地方行政の基礎研修や派遣時に県職員が同行する等、サポート

デジタル庁をはじめ関係省庁と連携！

想定する機能

- 首長レベルの方向性の共有
- 各市町村の課題・ニーズの把握・共有
- DX推進人材の確保・育成
 - 必要な外部人材の確保・育成・コーディネート
 - 自治体職員の育成
- ツールやシステムの共同調達・共同利用
- 共通する地域課題のDXによる解決
- デジタルデバйд対策

人材プール

- プロデューサー**
全体方針や方向性等大きな画を描く
- プロジェクトマネージャー**
プロデューサーの指示を具体的なプロジェクトに落とし込み、行政職員にも理解できるよう、コーディネートしながら進捗管理や品質管理を行う
- エンジニア・サービスデザイナー**
プロジェクトマネージャーの指示を受け、仕様書作成、システム保守管理、相談対応、BPR、データ活用、HP作成・更新などの実務を行う



市町村ニーズに応じた人材派遣 市町村職員と共に事業を推進

総務省の伴走支援

人材確保・育成のノウハウ提供 アドバイザー派遣 好事例の横展開 人材プール確保への財政措置 等

都道府県と市町村が連携したDX推進体制の先進事例

I 知事と全首長による協働宣言（愛媛県）

- ✓ 協働宣言に基づき「愛媛県・市町DX推進会議」を設置し、「チーム愛媛」として一体となってDXを推進
- ✓ 推進会議に設置した統括責任者と県が各市町を訪問し、機運醸成
- ✓ 推進会議で5分野5人の専門人材を確保し、ニーズに応じ市町を支援
- ✓ 事例共有等を兼ねた合同研修を年2回実施

確保している人材（R5）

プロデューサー：1人
プロジェクトマネージャー：1人
サービスデザイナー：5人



II 人材を県と市町で共同採用（広島県）

- ✓ 県全体でDXを推進し、デジタル人材を共同で採用・育成・活用する枠組みとして「DXShipひろしま」を構築
- ✓ デジタル人材を県と市町共同で採用し、単独では人材の確保が難しい市町に当該市町の常勤職員として配属
- ✓ 採用した即戦力人材については、市町へ配属前に、行政の基礎的な知識や市町の取組状況に関する研修を実施

確保している人材（R5）

プロデューサー：2人
プロジェクトマネージャー：2人
サービスデザイナー：3人



III 民間デジタル人材の派遣（熊本県）

- ✓ 地元企業等のデジタル人材を活用し、市町村を伴走支援
- ✓ デジタル人材が全市町村訪問（県職員が同行する場合もあり）、ヒアリングを行いニーズに沿った支援を実施
- ✓ 県で週1回デジタル人材を対象に勉強会を実施
- ✓ チャットツールを導入し、県・市町村の職員が日常的に意見交換

確保している人材（R5）

プロジェクトマネージャー：3人
エンジニア・サービスデザイナー：7人



IV 市町村情報システムの共同調達（長野県）

- ✓ 全市町村で構成される一部事務組合に県職員と市職員を派遣
- ✓ 長野県市町村自治振興組合においてシステムの共同構築、共同調達、共同運用を行うことで、市町村の業務負荷を軽減

確保している人材（R5）

プロデューサー：2名
プロジェクトマネージャー：2名
エンジニア・サービスデザイナー：5名



デジタル人材の計画的な確保・育成の推進

① デジタル人材像の明確化等【R5補正：0.2億円（新規）】

- 令和5年12月「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定。その中で、**デジタル人材の確保・育成に係る留意点を明示** ※予算繰越協議中
- 令和6年夏頃に「**デジタル人材確保・育成に係る参考書**」（仮称）を策定予定（R5補正事業により先進団体の調査等の実施）

<デジタル人材に係る留意点概要>

高度専門人材、DX推進リーダー、一般行政職員ごとに想定される人材像や役割を整理し、育成・確保を推進 等

- 職員のデジタル分野の知識・スキル等を把握の上で、**求められる人材のレベルごとに育成・確保すべき目標を設定**
- 人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層のコミットメント**等によるデジタル人材の育成・確保に係る推進体制の構築
- 自団体だけではデジタル人材の育成・確保が困難な市区町村に対する**都道府県による支援**
- デジタル分野の専門性・行政官の専門性を合わせて向上させながらキャリアアップを図ることができる**キャリアパスの提示**

②③ 地方財政措置の拡充

※いずれも令和7年度までの特別交付税措置（措置率0.7）

② 市町村がCIO補佐官等として任用等に要する経費

⇒ **対象人数を1名から3名に拡充**

③ DX推進リーダーの育成に係る経費

⇒ 対象経費に「**資格取得のための受験料**」を追加※1,2

- ※1 初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象
- ※2 既存の対象経費：研修に要する経費、民間講座の受講料 等

- 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る措置も継続

④ 都道府県等による人材確保伴走支援 【R6当初：0.8億円（継続）】

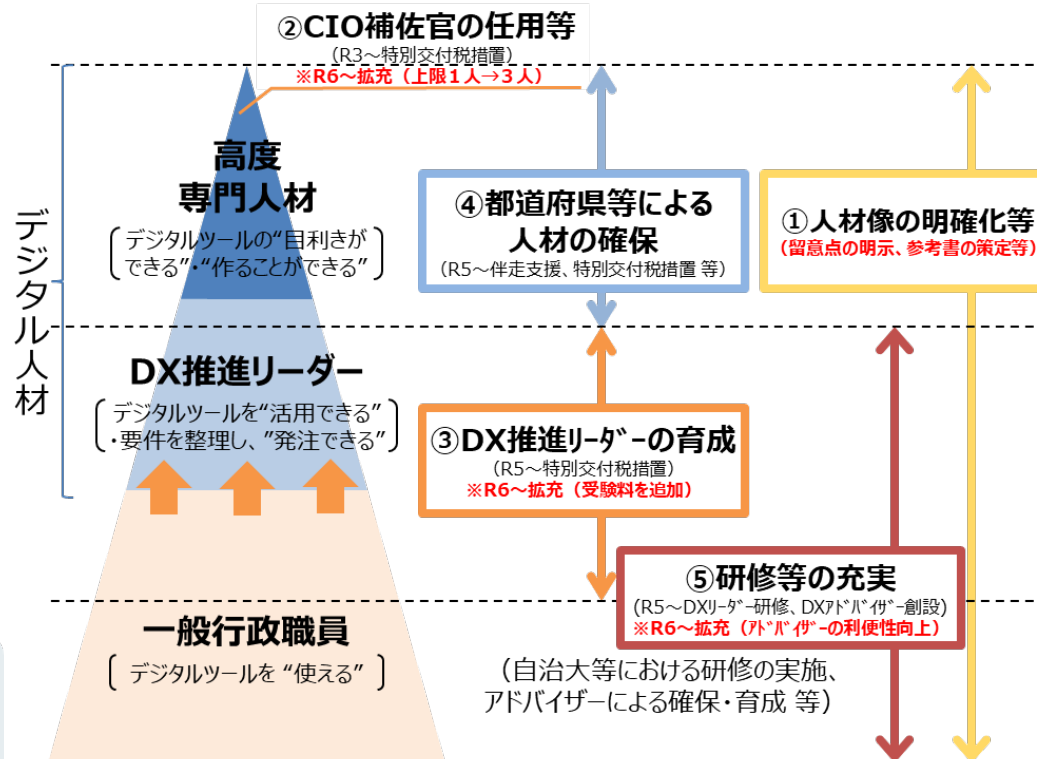
- デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等を採用し、**デジタル人材確保に向けた取組を伴走支援**

- ※ 令和5年度は2団体を採用
- ※ 令和6年3月頃に採択に向けた公募等を実施予定

⑤ 研修等の充実

- DX推進リーダー育成研修の実施**のほか、**DXアドバイザーの支援分野**としてデジタル人材の確保・育成を明確化するとともに**派遣時間等を柔軟化** ※3

<デジタル人材の確保・育成の全体像（イメージ）>



※3 総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」

5

特定地域づくり事業協同組合

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R6 予算額：5.6億円

※内閣府予算計上

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

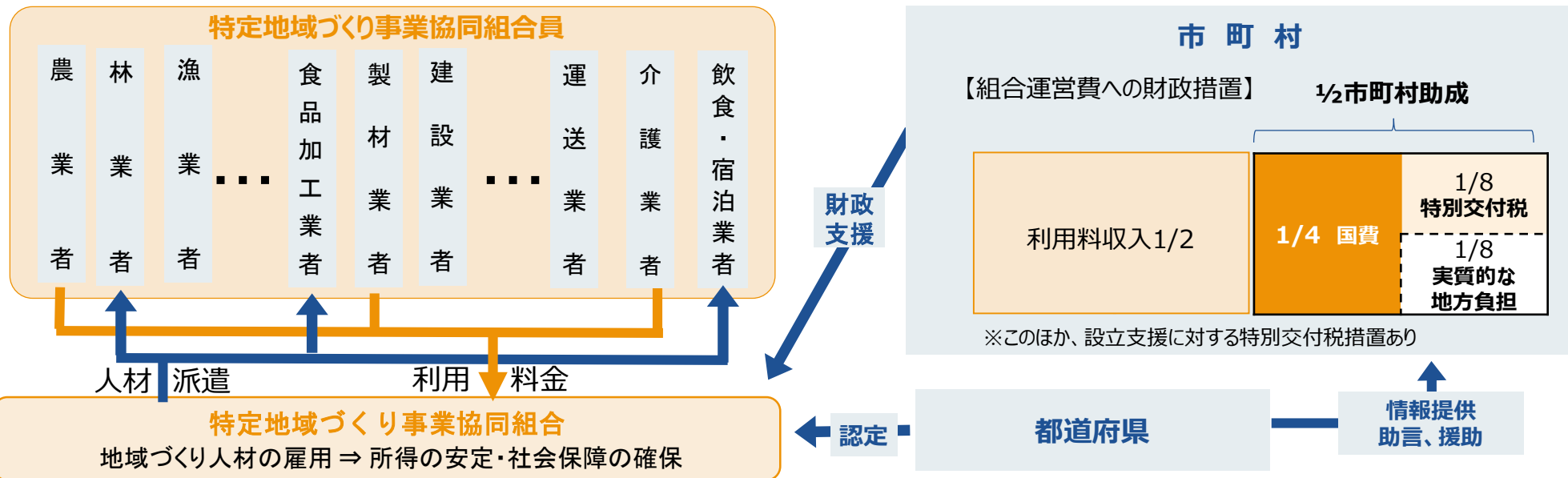
⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

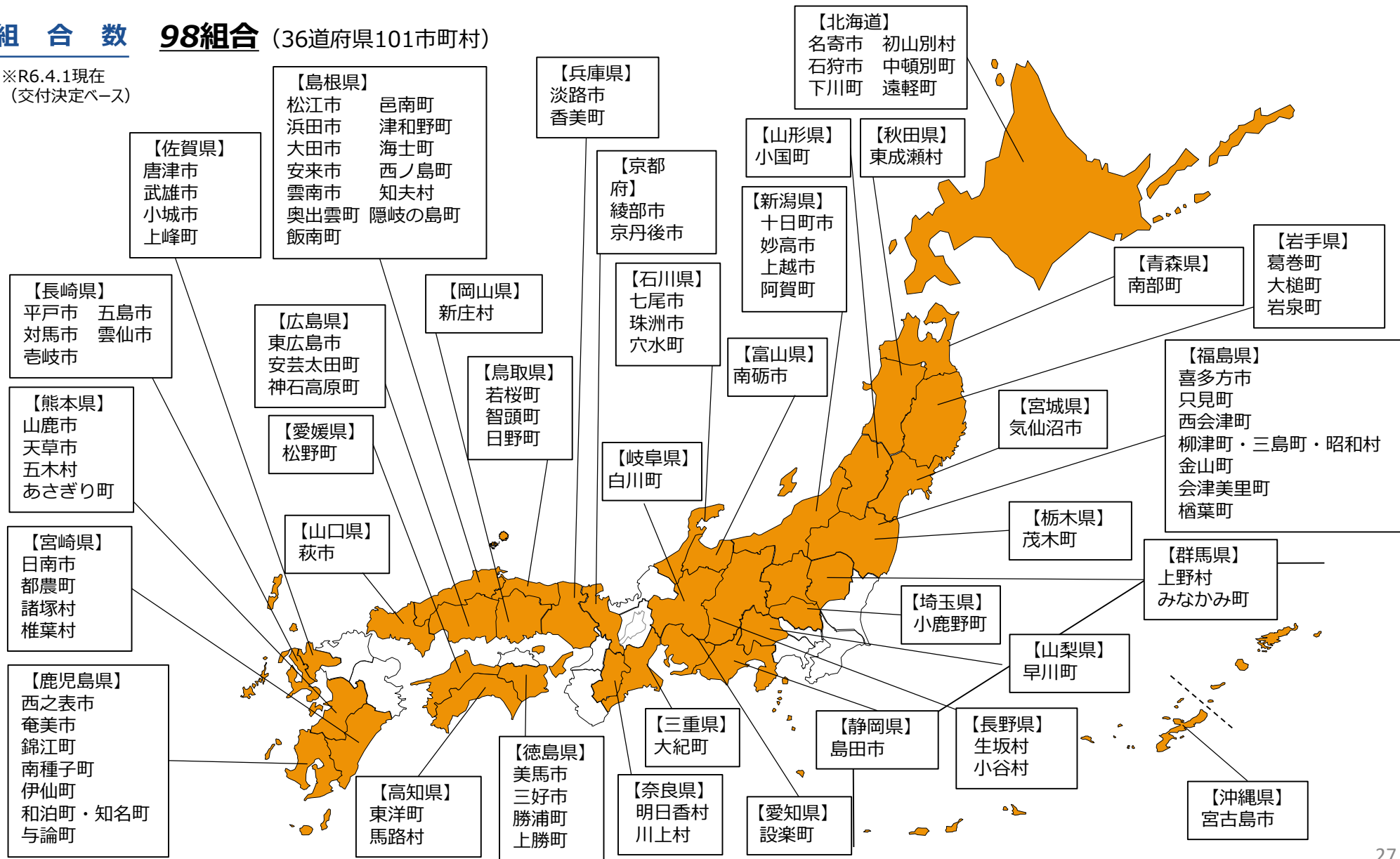


創意工夫により様々な活用が可能

特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 **98組合** (36道府県101市町村)

※R6.4.1現在
(交付決定ベース)



地方分権改革に関する提案募集への対応方針について（概要）

地方からの提案	政府の対応方針（令和5年12月22日閣議決定）
<p>① 組合員以外の者による事業の利用可能な割合の拡大 （員外利用の拡大）</p> <p><趣旨></p> <ul style="list-style-type: none">・派遣先が限られているため、組合員資格のない市町村に員外派遣せざるを得ないが、員外派遣可能な割合に制限（現状：組合員の総利用分量の2割まで）があるため、緩和を求めるもの。	<p>人口急減法附則第2条に基づく5年後見直し（令和7年）に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論。</p>
<p>② 組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和 （区域外派遣の緩和）</p> <p><趣旨></p> <ul style="list-style-type: none">・安定した通年雇用を実現するため、人口急減法により制限されている組合が位置する市町村外への派遣を求めるもの。	
<p>③ 特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大 （建設業の追加）</p> <p><趣旨></p> <ul style="list-style-type: none">・農閑期である冬期の派遣先確保のため、労働者派遣法により禁止されている建設業への派遣を求めるもの。	<p>職業能力開発の一環として行う「在籍型出向」により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知。</p> <p>→令和6年3月に厚生労働省と連名で通知発出済み</p>

6

その他の主な施策

「定住自立圏構想」の推進

定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」をH21年度より推進し、地方圏における定住の受け皿を形成している。

【ビジョン策定圏域数】130圏域 【協定締結等市町村数】549市町村 (R5.4.1時点)

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化 (休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成、図書館ネットワーク構築 等)
- ②結びつきやネットワークの強化 (デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等)
- ③圏域マネジメント能力の強化 (合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等)

デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)では「定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」とされていることから、圏域におけるデジタル技術を活用した取組を促進する。

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26))
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3)) 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

※その他、関係各省による事業の優先採択など支援策を実施

地方公務員の人材育成・確保の推進(R6新規)

- 地方公共団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県や連携中枢都市・定住自立圏における中心市等が確保するため、地方公務員の人材育成・確保に関する地方交付税措置を拡充・創設。

【定住自立圏における広域的な取組】としても措置対象となるもの】

- (1) 地方公務員の人材育成に係る特別交付税措置(措置率0.5)
定住自立圏の中心市が近隣市町村の職員も対象に、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修
- (2) 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(措置率0.5)
定住自立圏の中心市が近隣市町村と連携協約を締結の上、近隣市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材(連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員・消費生活相談員等)を確保し、派遣する取組 (※) 技術職員・デジタル人材の確保については、別途地方交付税措置を講じている。

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R6予算額 6.0億円の内数

- 地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる**エネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援**。

補助対象

マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

補助率

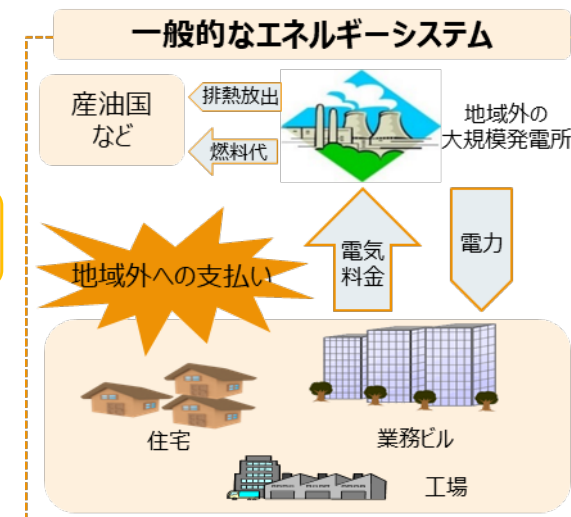
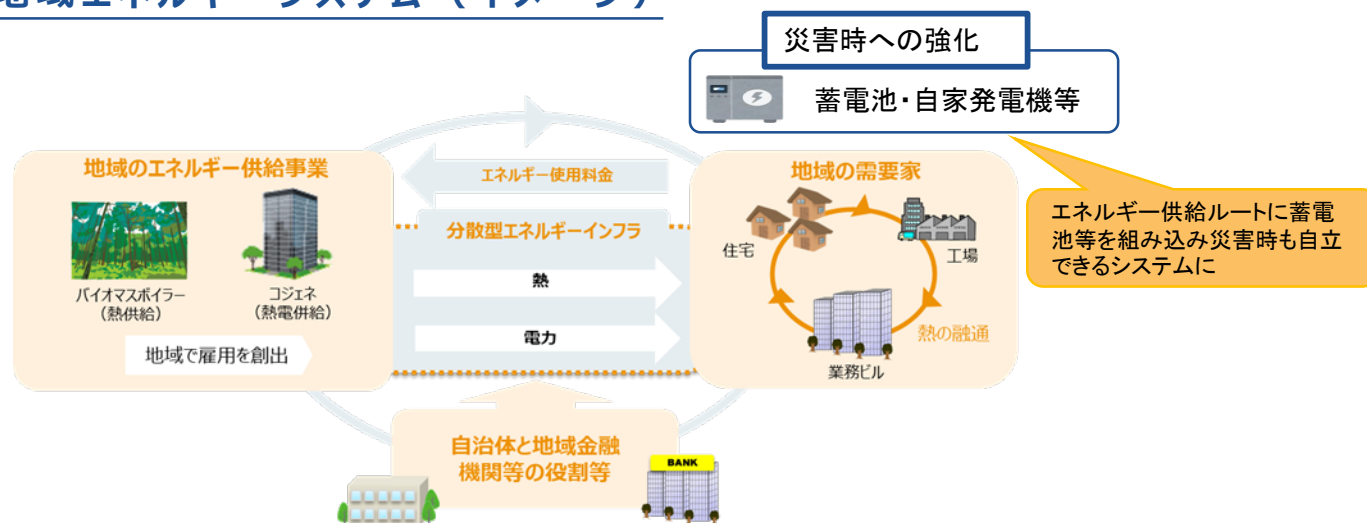
策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は3/4）

実績

これまでに77の団体が策定（平成26年度～令和5年度）

- 各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム（イメージ）



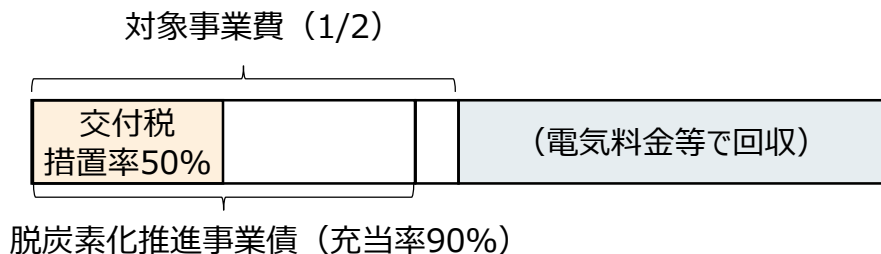
地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。



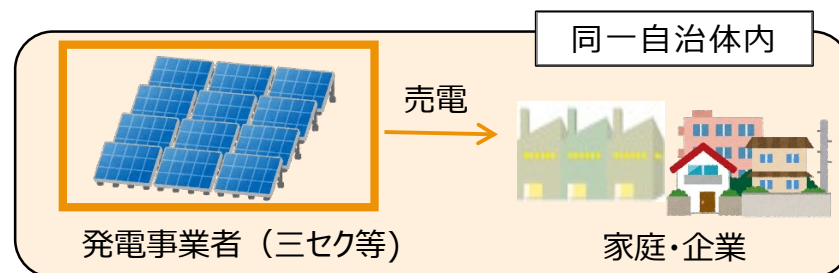
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債の対象外。

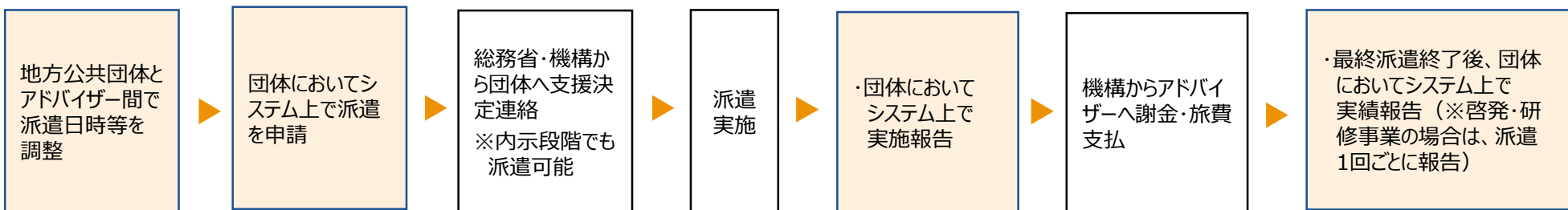
GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
 - ▶ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」へGX分野を追加し、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

支援分野

- **課題対応アドバイス事業**
地域脱炭素に取り組む市区町村に対して、下記の分野において支援を実施。
<地域脱炭素ロードマップの重点対策>
 - ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
 - ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
 - ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
 - ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- **啓発・研修事業**
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

- **アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）**

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）



集落支援員 地方財政措置の拡充

- 集落支援員に対する特別交付税措置の上限額の引上げ（専任1人あたり445万円⇒**485万円**）

※会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴うもの

集落支援員の概要

- ・ 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

- ・ 市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い

- ・ 「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策 に要する経費

措置額 集落支援員1人あたりの上限額 **専任 485万円**、兼任 40万円

（一社）全国過疎地域連盟「集落支援員の活用に関する調査研究」（概要）

- 令和4年度に（一社）全国過疎地域連盟において、市町村による集落支援員の活用状況、集落支援員の活動状況等について全国規模のアンケート調査と現地ヒアリングを行ったもの。

問 （集落支援員を任用したことがない市町村を対象に、）集落支援員を任用したことがない理由は何か（複数回答可）〈市町村向けアンケート〉

回答項目	比率
支援員制度を詳しく知らない	41.6%
任用する必要性を感じていない	22.3%
成功事例の情報がなく検討できない	20.8%

問 集落支援員としての活動において、難しい課題に直面した要因は何か（複数回答可）〈支援員向けアンケート〉

回答項目	比率
ノウハウ等を得る機会が乏しい	22.8%
業務に関する情報が乏しい	16.0%

問 集落支援員として活動を進めるにあたり、自治体に対してどのような要望があるか（複数回答可）〈支援員向けアンケート〉

回答項目	比率
必要な技能や知識を向上させる機会の提供	26.4%
集落支援員同士の交流機会の拡充	21.4%

問 集落支援員をめぐる、国や都道府県にどのようなことを要望しますか（複数回答可）〈市町村向けアンケート〉

回答項目	比率
集落支援員の研修制度の拡充	40.7%

→ **令和5年9月上旬にオンライン研修を実施（自治体職員、集落支援員対象）**